

個人ふれあい道路事業ガイドライン

- ・活動する際は登録時に配布された証明書を携帯し、作業に適した服装で行ってください。
- ・登録者は、活動する場所に設置するプレートをもとめることができる。
- ・ケガをしないよう十分注意して作業をしてください。特に自動車等に注意し、車道には出ないようにしてください。
- ・道路の利用者や通行人などに怪我をさせないように十分注意して作業を行ってください。
- ・万一、事故が発生したときは、速やかに土木維持管理室へ連絡してください。
- ・中高木の手入れは危険が伴うため行わないでください。
- ・低木の剪定など大規模な作業をする場合は土木維持管理室に事前にご相談ください。
- ・交通安全のため、歩行者や運転者の視界を妨げないように、特に低木や丈の高い草花などは60 cmを超えないように注意し、交差点付近では40 cmを超えないように注意してください。
- ・枯れてしまった草花などは、速やかに片付けてください。
- ・プランターや鉢など通行の支障となるものは置かないでください。
- ・樹木等を植えたい場合は事前に土木維持管理室と協議してください。
- ・病害虫の発生に気がついた場合など、必要に応じ土木維持管理室にご連絡ください。（個人の判断により、薬剤散布は絶対しないでください。）
- ・作業で出たゴミの回収などは行っておりませんので、各自で処分してください。
- ・植栽樹などは公共のものであり、個人ふれあい道路事業により占用等を認めるものではありません。

- ・ 個人ふれあい道路事業をやめるときは、自分で植えた草花や樹木は原則として撤去していただきます。
- ・ 営利目的では登録を行えません。